



地域子育てネットワークだより

令和5年4月号

発行／兵庫県子育て応援ネット推進協議会事務局

650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県県民生活部男女青少年課

E-MAIL : danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp 電話 : (078) 341-7711 (内線 2753)

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kkt7/network/>
<http://pref.hyogo.lg.jp/kkt7/web/>



「子育て応援ネット」活動紹介

各市町の子育て応援ネットの活動内容をご紹介します。ご参考にしてみてください！

※掲載していない市町の取組についてのお問い合わせは兵庫県男女青少年課もしくは各県民局・県民センターにお問い合わせください。

神戸県民センター

神戸市

親子の学び教室や子育て相談会を実施

- ❖ 親子体操 ❖ ベビーマッサージ
- ❖ 乳幼児期の食育 ❖ 子育て相談
- ❖ おやこえいご



阪神北県民局

宝塚市

- ❖ 啓発リーフレット等を作成し、入園・入学する児童保護者に配布

三田市

- ❖ 全グループの会員が集まり、情報交換をする交流会を実施

中播磨県民センター

姫路市

- ❖ 読み聞かせ会等子育てイベントの実施

市川町

- ❖ 挨拶・見守り活動の実施、啓発グッズの作成・配布

西播磨県民局

たつの市

- ❖ 見守り・声かけ活動、こども食堂や里親出前講座の研修会の実施

相生市

- ❖ 笑顔写真展の開催



淡路県民局

淡路市

- ❖ 地域での野外活動や親子のふれあいイベント等の実施
- ❖ 子育て支援に関する情報交換や講演会等の実施



阪神南県民センター

西宮市

- ❖ 子育て地域サロンの開催
- ❖ 見守り・声かけ・相談・情報提供等実施
- ❖ 活動者向け研修会の実施



東播磨県民局

加古川市

- ❖ 登下校時の声かけ・見守り活動
- ❖ 季節の行事に合わせて童謡や昔遊びをする子育てイベント
- ❖ 料理や手芸をする子育てイベント



北播磨県民局

三木市

- ❖ 多世代交流事業「にこにこまつり」のイベントブース運営
- ❖ 親子ふれあいイベントの実施



多可町

- ❖ 妊娠中のママ同士の交流、悩みの共有、先輩ママとの交流によるマタニティひろばの開催
- ❖ 0歳児向けのベビーマッサージの開催



但馬県民局

朝来市

- ❖ 乳幼児を持つ親への子育て相談の実施
- ❖ 子育てイベント（子育て交流会、子育て研修会）の実施



丹波県民局

丹波市

- ❖ 子育て家庭への声掛け・見守り活動
- ❖ 子育て応援研修会
- ❖ 大型紙芝居の読み聞かせ会



SOS キャッチ研修紹介～淡路県民局～

各県民局・県民センターでは、子育て応援ネット活動の支援のためSOS サインのキャッチのポイントや事例等を学習する研修会を開催しています。その中から淡路県民局の研修内容を紹介します。

～講演～『ヒトの育ちを科学の視点で理解する-ポストコロナ社会をみすえて大切にしたいこと』 京都大学大学院 教育学研究科 教授 明和 政子 氏

コロナ禍で「他者と身体的距離を取りながら生きる」、人類がこれまでに経験したことのない事態がおこっています。

身体接触が基本の保育・教育・福祉現場では、弱く小さい子どもへの支援と「新しい生活様式」の実践をどうやって両立していくかが模索されてきました。

そもそもヒトという生物は、他者との「密・接触」を基本とする環境の中で生存、進化してきた生物であり、他者との身体接触なしには生存できません。

とくに**乳幼児期の脳の発達には、身体接触という経験が不可欠**である事を理解した上で、従来の大人目線でつくられた「新しい生活様式」から、子どもにとって必要な新しい生活様式を考え、実践していかねばなりません。

今、オンラインでのコミュニケーションが日常化していますが、こうした流れはコロナ収束後も加速し続けます。完成した脳を持つ大人にとっては便利な面もありますが、発達途上の脳を持つ子どもにとって、仮想空間での他者との経験は現実と大きく異なります。

マスク社会では、子どもたちが他者の表情を見たり、聞いたりする経験は非常に限られ、脳と心に与える影響が懸念されます。

例えば赤ちゃんは、発せられる声だけでなく、口元の動きを見て真似てみることで言葉を身につけます。しかし、マスク社会の子ども達は相手の口の動きを見ることができません。そうした制約が、**相手の感情を理解する心、共感する心の発達や言語獲得にもたらすリスクは否定できない**のです。

ウイルスへの感染リスクを最小限に抑えながらも、できることをできる範囲で、**子どもたちに他者と身体、表情を豊かに介した日常を早く取り戻してあげたい**です。



～児童虐待に関する報告～『子ども虐待の現状への理解』 兵庫県中央こども家庭センター洲本分室 課長 中川 由紀子 氏

近年、児童相談所での児童虐待対応件数は増加しています。主な増加理由は**虐待に対する関心の高まり**で潜在化していたケースが把握できるようになったことや**DV通告**など警察からの通告が増えたこと、全国児童相談所共通ダイヤル「**189**」(いちはやく)が普及したことなどが考えられます。

虐待のリスクや重症度の程度に応じて、「生命の危険」がある**最重度**、「生命の危険はないが、健康や成長発達に重大な影響のある**重度**、「保護を要するほどではないが、長期的にみると人格形成への影響が危惧される **中度**、「実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感あり。加害者本人や周囲の者が虐待と感じているが一定の衝動コントロールができる」**軽度**に分けられ、こども家庭センターは**最重度**から**中度**の役割を担い、市町は**中度**、**軽度**を担当します。ただし役割分担といつても、行政的な権限と責任を明確化するわけにはいきません。**中度**の部分は重なっており、幅もあることから双方が情報をもらさない



ということが大切で、**県市町が共通の問題認識をもってそれぞれの役割を果たすことが必要**です。**子ども虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害**です。

子どもの幸せをみんなで願い、地域社会がひとつの家族のようになれば、きっと明るい未来が拓かれます。**子どもたちが幸せに暮らせる虐待のない社会をつくっていきましょう。**

連載
第162回

「こども基本法」って、どんな法律？

県立こども病院名誉院長 中村 肇



この**4月から、子どもたちの権利を守るために「こども基本法」が誕生**します。この法律が、どんな内容で、これから何が変わるのが、よくわからないという方が多いのではないかでしょうか。

日本は 1994 年に、国際条約「子どもの権利条約」を批准しました。その条約には「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という 4 つの子どもの権利が定められていますが、**日本国内ではこの条約についての関心が低いまま**で、子どもは「子ども扱い」されたまま、「子どもが主役」にはなりづらい状況が長らく続いてきました。

子どもたちが直面している問題として、児童虐待・いじめ、ヤングケアラー、子どもの貧困、個性や多様性を踏みにじる校則・教育格差など無数にあります。

「こども基本法」は、**子どもの視点に立って、きめ細やかで、切れ目のない支援を行い、子どもにやさしい社会を目指すための法律**です。地域子育てネットワークへの期待がますます大きくなってきました。